

埼玉県総合医局機構 医師派遣・キャリア形成検討部会要綱

平成30年3月5日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県総合医局機構設置規定（平成25年10月25日決裁）第10条、埼玉県総合医局機構 医師確保・派遣委員会運営要綱（平成30年3月5日決裁）第2条第4項及び埼玉県総合医局機構 医師キャリア形成支援委員会運営要綱（平成30年3月5日決裁）第2条第4項の規定に基づき、埼玉県総合医局機構 医師派遣・キャリア形成検討部会（以下「検討部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検討事項)

第2条 検討部会は、次に掲げる事項について専門的な見地から検討を行う。

- 一 キャリア形成モデルプログラムの検討・作成に関すること
- 二 奨学金貸与者向けキャリアパスの検討・作成に関すること
- 三 医師派遣計画案の検討・策定に関すること
- 四 その他、総合医局機構の医師の確保・派遣のために必要な事項

2 検討部会は、前項各号に掲げる事項の検討状況について、埼玉県総合医局機構 医師確保・派遣委員会又は医師キャリア形成支援委員会からの求めに応じて、又は必要に応じて報告を行うものとする。

(組織)

第3条 検討部会は、埼玉県総合医局機構 医師確保・派遣委員会又は医師キャリア形成支援委員会が推薦した者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

2 前項に定める部会員は、県保健医療部長が委嘱する。

(部会長)

第4条 検討部会に部会長を置く。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検討部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会員は、やむを得ない理由があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。

3 部会長は、必要があると認めるときは、検討部会に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 検討部会の事務は、埼玉県保健医療部医療人材課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。